

# 業務の運営に関する規程

## 第1 求人

1 有限会社サイショウ（以下「職業紹介所」という。）は、国内、フィリピン共和国、ミャンマー連邦共和国、ベトナム社会主義共和国の全職種のかなる求人の申込を受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。

2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。

3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

4 求人受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

## 第2 求職

1 本職業紹介所は、国内、フィリピン共和国、ミャンマー連邦共和国、ベトナム社会主義共和国の全職種に関する限り、いかなる求職の申込みについてこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。求職者が、フィリピン共和国、ミャンマー連邦共和国、ベトナム社会主義共和国の場合は、本所のフィリピン共和国、ミャンマー連邦共和国、ベトナム社会主義共和国の取次機関である第4条第8項の取次機関を経由し、所定の求職票により郵便、ファクシミリ又は電子メール等にてお申込みください。

3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本職業紹介所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

4 求職受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

## 第3 紹介

1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に必ず職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。

2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。

3 紹介に際しては、求職の方に、（フィリピン共和国、ミャンマー連邦共和国、ベトナム社会主義共和国在住の場合は、第4条第8項の取次機関を経由し）紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用

により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。求職者が、フィリピン共和国、ミャンマー連邦共和国、ベトナム社会主義共和国在住の場合は、本所の第4条第8項の取次機関と本所にて調整の上、求職者情報閲覧及び面接等の方法により紹介をいたします。

5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。

6 本職業紹介所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。

7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

#### 第4 その他

1 本職業紹介所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

2 本職業紹介所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本職業紹介所に対して、その報告をしてください。

また、本職業紹介所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本職業紹介所に対して報告してください。

3 本職業紹介所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新ないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。

5 本職業紹介所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。

6 本職業紹介所の取扱職種の種類等は、国内、フィリピン共和国、ミャンマー連邦共和国、ベトナム社会主義共和国の全職種です。

7 本職業紹介所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本職業紹介所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

8 本職業紹介所の取扱職種の種類等におけるフィリピン共和国、ミャンマー連邦共和国、ベトナム社会主義共和国は以下の通りです。

## ① フィリピン共和国

取次機関の名称	LEGACY HUMAN RESOURCE INTERNATIONAL INC.
住 所	フィリピン共和国 Room 3,Ground Floor,Merchant Bldg.,509 Padre Faura St.and Arquiza St.,Ermita,Manila
事 業 内 容	人材派遣業

取次機関の名称	PMDL INTERNATIONAL MANPOWER SERVICE
住 所	フィリピン共和国 3rdFloor,ANDRICH Building,2078 Edison Street Near Corner Sen.Gil Puyat Avenue.Brgy,San Isidro,Makati City,Metro Manila,Philippines
事 業 内 容	海外人材送り出し事業

## ② ベトナム社会主義共和国

取次機関の名称	SD GROUP INVRSTMENT JOINT CTOCK COMPANY
住 所	ベトナム社会主義共和国 ハノイ市LONG Bien 区 Duc Giang町1番地 Ngo Tu 通り 53-8 号
事 業 内 容	海外人材送り出し事業

取次機関の名称	INTRACO PLUS 株式会社
住 所	ベトナム社会主義共和国 ハノイ市 LONG Bien 区、GIA THUY 地区、NGUYENVAN CU 通り 562 番 PLASCHEM ビル 12 階 12.03
事 業 内 容	海外人材送り出し事業

取次機関の名称	VTC1 国際発展株式会社
住 所	ベトナム社会主義共和国 So nha 2A/191,duong Nguyen Thi Due,Phuong Thanh Binh,Thanh pho Hai Duong,Tinh Hai Duong
事 業 内 容	労働者派遣

## ③ ミャンマー連邦共和国

取次機関の名称	BEST LAND CO.,LTD.
住 所	ミャンマー連邦共和国 Room No.220/B, Yadanarpon 3 <sup>rd</sup> Street, Yadanarpon Housing, 10/North Qtr, Thar Kay Ta T/S, Yangon.
事 業 内 容	海外人材送り出し事業

取次機関の名称	MYANMAR AND WORLDWIDE SERVICES CO.,LTD
住 所	ミャンマー連邦共和国 NO.601, Wizaya Plaza,Corner OF Dahammazedi Street & U Wisara Road,Bahan T/S,Yangon.
事 業 内 容	海外雇用サービス

取次機関の名称	MYANMAR MANPOWER LINK CO.,LTD
住 所	ミャンマー連邦共和国 NO.39,1 <sup>st</sup> Floor(A),167 <sup>th</sup> ,Street,Tamwe Gyi(Kha)Qtr,Tamwe Tsp,Yangon.
事 業 内 容	人材紹介

取次機関の名称	ACE JM COMPANY LIMITED
住 所	ミャンマー連邦共和国 Building No.(21/23),Room No.(A-6),U TUN Lin Chan Street,(1)Ward,Kamayut Township, Yangon
事 業 内 容	人材紹介

令和6年6月6日

有限会社サイショウ

代表取締役 齋藤 裕志